

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県土木部長



工場製作を含む工事における専任の技術者
及び現場代理人の取り扱いについて (通知)

「建設業法」(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により、長崎県が発注する請負代金の額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)の建設工事における主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。また、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第318号)第二二の(4)の規定に基づき、監理技術者等の途中交代は、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合にのみ認めております。

一方、現場代理人は、「長崎県建設工事執行規則」(昭和49年長崎県規則第30号)第20条第2項及び「長崎県建設工事標準請負契約書」(平成16年長崎県告示第167号)第10条第4項の規定により、工事現場に常駐しておく必要があります。

しかし、監理技術者制度運用マニュアルには、工場製作を含む工事における専任の監理技術者等の取り扱いについて例外的な取り扱いが規定されており、また、平成20年11月17日から18日に開催されました平成20年度九州各県土木建築管(監)理課長会議の中で、国土交通省総合政策局建設業課より、別添のとおり、監理技術者制度及び公共工事標準請負契約約款の適正な運用について要請があったところです。

そこで、下記対象工事を請け負う建設業者の負担軽減のため、下記のとおり取り扱いを定めましたので、通知します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 対象工事

長崎県が発注する請負代金の額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は、5,000万円以上)の建設工事のうち、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事。

2. 一般競争入札における配置予定技術者の届出

- (1) 一般要綱第7条第2項第2号に規定の技術者の取扱い
入札参加者が記載する技術者は以下のとおりとする。

- ① 工場製作のみを施工したのち、現地施工へに移る場合
工場製作に係る技術者
- ② 工場製作と現地施工を同時並行的に施工する場合
工場製作に係る技術者と現地施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれ記載することとし、各技術者の役割を明記しておくものとする。

※ 一般要綱とは、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）をいう。

- (2) 総合評価（簡易型）要領及び総合評価（標準型）要領の別紙「技術資料作成要領」中の配置予定技術者の能力（様式第3号）に規定する技術者の取扱い
入札参加者は、現地施工に係る技術者を記載するものとする。

※ 総合評価（簡易型）要領とは、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成19年1月19日付け18監第467号）をいい、総合評価（標準型）要領とは、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成19年1月19日付け18監第468号）をいう。

- (3) 入札参加希望者への周知

入札公告に、当該工事が本通知の対象工事である旨を記載するものとする。

3. 監理技術者等の工事現場における専任義務

原則として、監理技術者等の専任義務は、総合評価落札方式の場合は落札決定日から、総合評価落札方式以外の場合は、一般要綱第20条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日または落札決定日から開始することとしている。また、契約に関し議会の議決を要する案件の場合は、長崎県議会の議決日から開始するものとしている。

しかし、監理技術者制度運用マニュアルの三の（2）の規定に基づき、工場製作のみを施工している期間で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。また、2（2）により記載した現地施工に係る技術者の専任義務は、工場製作に係る技術者を別に設置する場合は、工場製作のみを施工している期間は不要とする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくこととする。

4. 監理技術者等の途中交代

監理技術者制度運用マニュアルの二の二の（4）の規定に基づき、監理技術者等の途中交代は、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合にも認めるものとする。

工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合の技術者については、総合評価落札方式の場合は2.（2）に記載の技術者とし、総合評価落札方式以外の場合は、当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者（ただし、「競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係」は不要）とする。ただし、総合評価落札方式以外の場合で、当該入札公告に記載の資格要件を満たす技術者がいない場合は変更を認めず、工場製作に係る技術者を当該工事の検査が終了するまで専任で配置するものとする。

なお、監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者と受注者との協議により、交代の時期を工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保し、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。また、協議は、「工事打合せ簿」等により行うものとし、受注者は、工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に十分説明すること。

5. 現場代理人の工事現場における常駐義務

工場製作のみを施工している期間は、現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合

は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を「工事打合せ簿」等により明確にしておくこと。

6. その他

- ① 現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。
- ② 本取り扱いに定めがない事項については、監理技術者制度運用マニュアルの規定によることとする。

7. 適用日

2. は、平成21年 3月 1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事に適用する。

2. 以外は、平成21年 3月 1日から適用する。

なお、3. については、現在においても、平成13年3月21日付け事務連絡（技術情報室長通知）により兼務は可能としているところである。